

貸切バス利用支援事業について（条件抜粋）

1. 事業の目的

- ・ 県民等の貸切バスによる県内旅行を喚起し、県内で営業するすべての貸切バス事業者を支援するため、貸切バスの運賃・料金の一部を補助する

2. 事業期間

- ・ 令和2年7月1日～令和3年3月21日まで
（ただし、予算総額に達した時点で補助金の交付は終了）

3. 助成額

- ・ 貸切バスの運賃・料金（税込）の1/2
（上限：1台1運行あたり、75,000円（百円未満切り捨て））

4. 助成対象者

- ・ 福井県内を営業区域として、一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者

5. 貸切バス利用者

- ・ 貸切バスを利用する個人または団体（個人手配）
- ・ 個人または団体の依頼により貸切バスの手配を行う者（手配旅行、受注型企画旅行）
- ・ 自らが予め旅行計画を作成し旅行者を募集して貸切バスを利用する者（募集型企画旅行）

6. 適用範囲

- ・ 県内旅行であること
（ただし、学校行事（幼稚園・保育園は除く）、国・自治体等の会議や研修旅行、宗教活動・政治活動を目的とした旅行等は対象外）
- ・ 県内観光地を2つ以上回ること
（ただし、食事施設、宿泊施設、高速道路のSA・PA、トイレ休憩のみ施設は除外）
※幼稚園・保育園等は、県内観光地を1つ以上回ること

7. 適用範囲の一部改正（令和2年11月18日 一部改正）

- ・ 「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を順守していることが確認できた貸切バス事業者については、以下のとおり補助の適用範囲の一部を緩和する
 - 一 国のGoToキャンペーンとの割引の併用を認める
 - 二 観光地とみなさない対象を、高速道路のSA・PA、トイレ休憩のみで利用する施設のみとする
 - 三 県内観光地を1カ所以上立ち寄る県内旅行に対して補助を行う
 - 四 県内のスキー場・スケート場を利用する遠足・合宿については、学校行事とみなさない

以上